

第746号

令和3年8月1日

## 公 告

長瀬産業健康保険組合  
理事長 山岡徳慶



### 規程の改正について

次の規程について添付の通り改定いたしますので、公告します。

改正する規程

令和2年8月1日から施行  
・個人情報保護規程

以 上

## 新旧対照表

個人情報保護規程（別表 2）	
新	旧
<p>別表 2 健康保険組合の通常業務で想定される主な利用目的</p> <p>7. 特定個人情報            番号法第 19 条第 7 号において定められた他の医療保険者又は行政機関（以下「他機関」という。）との情報連携における利用目的  <u>【組合の事務処理執行の為、他機関より情報を受ける場合】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・傷病手当金、高額療養費等保険給付審査事務にかかる給付情報等</li> <li>・高齢受給者負担区分判定等にかかる課税・非課税情報</li> <li>・被保険者資格取得事務にかかる他機関における資格情報</li> <li>・被扶養者認定事務にかかる課税・非課税、住民票関係情報等</li> </ul> <p><u>【他機関の事務執行の為、組合が情報を提供する場合】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高額療養費、出産、葬祭関連給付等、他機関の給付事務にかかる組合における保険給付関連情報</li> <li>・資格取得、被扶養者認定等、他機関の資格確認事務にかかる組合における資格取得、被扶養者資格関連情報</li> </ul> <p>8. <u>オンライン資格確認等システムの利用に係る利用目的</u>  <u>【他機関の事務執行の為、組合が情報を提供する場合】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者等の資格関連情報及び特定健診データの登録</li> </ul> <p>令和 3 年 8 月 1 日から施行</p>	<p>別表 2 健康保険組合の通常業務で想定される主な利用目的</p> <p>7. 特定個人情報            番号法第 19 条第 7 号において定められた他の医療保険者又は行政機関（以下「他機関」という。）との情報連携における利用目的  <u>【組合の事務処理執行の為、他機関より情報を受ける場合】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・傷病手当金、高額療養費等保険給付審査事務にかかる給付情報等</li> <li>・高齢受給者負担区分判定等にかかる課税・非課税情報</li> <li>・被保険者資格取得事務にかかる他機関における資格情報</li> <li>・被扶養者認定事務にかかる課税・非課税、住民票関係情報等</li> </ul> <p><u>【他機関の事務執行の為、組合が情報を提供する場合】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高額療養費、出産、葬祭関連給付等、他機関の給付事務にかかる組合における保険給付関連情報</li> <li>・資格取得、被扶養者認定等、他機関の資格確認事務にかかる組合における資格取得、被扶養者資格関連情報</li> </ul>